

○名誉称号の授与に関する訓令

(平成 5 年 1 月 28 日警察訓令第 3 号)

改正 平成 14 年 12 月 20 日警察訓令第 32 号

名誉称号の授与に関する訓令を次のように定める。

名誉称号の授与に関する訓令

岡山県警察名誉師範及び名誉楽長の称号に関する訓令(昭和 51 年岡山県警察訓令第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、岡山県警察における術科の振興、警察音楽隊の育成又は科学捜査の研究開発に関し、特に顕著な功労があった者に名誉称号を授与するため、必要な事項を定めるものとする。

(名誉称号の種類)

第 2 条 名誉称号の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岡山県警察名誉師範(以下「名誉師範」という。)
- (2) 岡山県警察名誉楽長(以下「名誉楽長」という。)
- (3) 岡山県警察名誉特別研究員(以下「名誉特別研究員」という。)

(名誉称号授与の基準及び決定)

第 3 条 名誉称号の被授与者は、人格及び見識ともに優れ、かつ、次に掲げる基準に該当する者のうちから、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が決定する。

- (1) 名誉師範の称号は、長期にわたり岡山県警察の術科指導に尽力し、その功労が特に顕著であった者
- (2) 名誉楽長の称号は、岡山県警察音楽隊の楽長として長期にわたり隊員の技術指導及び音楽演奏の指揮に尽力し、その功労が特に顕著であった者
- (3) 名誉特別研究員の称号は、岡山県警察本部刑事部科学捜査研究所において、博士の学位を有する特別研究員として長期にわたり科学捜査の研究開発に尽力し、その功労が特に顕著であった者

(上申)

第 4 条 名誉称号授与の基準に該当する者があるときは、名誉師範及び名誉楽長については警務部長、名誉特別研究員については刑事部長が、それぞれ次に掲げる事項を明らかにする書類を添えて本部長に名誉称号の授与を上申しなければならない。

- (1) 被上申者の履歴
- (2) 業績の概要
- (3) その他参考事項

(名誉称号の授与)

第5条 名誉称号の授与は、被授与者が岡山県警察職員の職を離れるときに、本部長が別記様式の認証状を交付して行う。

(処遇)

第6条 名誉称号の被授与者に対しては、岡山県警察が行う公の式典への招待を行うほか、次の各号に掲げる被授与者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる行事への招待を行い、その栄誉をたたえるものとする。

- (1) 名誉師範 岡山県警察が行う各種術科大会
- (2) 名誉楽長 岡山県警察が行う音楽演奏会
- (3) 名誉特別研究員 岡山県警察が行う鑑識技術等研究発表会

(称号の取消し)

第7条 本部長は、名誉称号の被授与者が次の各号のいずれかに該当するときは、その被号を取り消すことができる。

- (1) 禁こ以上の刑に処せられたとき。
- (2) 名誉称号の被授与者としてふさわしくない言動があったとき。

(事務の処理)

第8条 名誉称号の授与に関する事務は、名誉師範については警務部教養課、名誉楽長については警務部県民応接課、名誉特別研究員については刑事部科学捜査研究所において、それぞれ処理するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月20日警察訓令第32号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。